

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課に関する事務(軽自動車税)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、地方税の賦課に関する事務(軽自動車税)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 山江村長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(軽自動車税)
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、軽自動車課税台帳の管理、賦課、証明書発行等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①軽自動車税課税台帳の管理、異動、調査等 ②軽自動車税の賦課、更正、通知等 ③減免申請関係事務 ④軽自動車税関係証明書の発行 ⑤納付情報を軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)に登録</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】 ①軽自動車税を賦課決定し、決定通知並びに納付書の送付。 ②原動機付自転車等本村が登録並びに廃車を行う車輛の申請受付。 ③他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村へ通知する。 ④軽自動車検査協会、運輸局で登録、廃車された車輛の異動通知の受理。 ⑤警察からの車輛の所有者等に関する照会。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】 ①軽自動車減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報、身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。</p> <p>※軽自動車税賦課事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。中間サーバーについては、セキュリティ上の観点より、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p> <p>国民健康保険資格に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・統合収納管理システム ・統合滞納管理システム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・軽自動車税納付確認システム(軽JNKS) ・軽自動車検査情報市区町村提供システム ・軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽OSS) ・統合宛名管理システム ・軽自動車税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・軽自動車税(種別割)事務では、情報提供は実施していない。 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山江村役場税務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的外の入手防止: 軽自動車等の主たる定置場を有するかを判断し、課税対象でない申告は差し戻している。 ・ 地方税法等により記載項目・様式が定められており、不必要な情報の入手を防止している。 ・ 必要最低限のデータベースを使用し、不必要な特定個人情報を持たないことにしている。 <p>② 必要な情報以外の入手防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税対象者情報のみをシステム上で保有し、不必要な情報の入手を防止している。 ・ 認証・監査・証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止し、情報照会・提供の記録を保持している。 <p>③ 特定個人情報の使用に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を超えた紐付け防止: 個人番号利用業務以外では個人番号が含まれない画面表示としている。 ・ 他業務からは、アクセス制御によって、個人番号にアクセスできないようにシステム的に制御している。 ・ ユーザ認証の管理: 二要素認証によるユーザIDの認証を実施している。 ・ アクセス権限による機能の制限を実施している。 ・ 不正な端末からの利用を防止する制御を実施している。 ・ 人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合、速やかにユーザIDの失効させている。 <p>④ 特定個人情報の提供・移転に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正な提供・移転防止: アプリケーションの内部処理から個人番号を参照する際にも、アクセス制御が必ず反映される仕組みとしている。 ・ 提供・移転先の端末では、権限を持った職員の許可がなければ特定個人情報の閲覧や抽出ができない仕組みとしている。 ・ eLTAXを介して電子的に提供する場合は、適切に管理されたLGWAN回線を利用している。 <p>⑤ その他のリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査と教育: 定期的な監査を実施している。 ・ 職員に対するセキュリティ研修を実施している。 	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、共有フォルダ等へのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。</p> <p>・サーバーのある電算室は電子施錠されており、許可された者のみ入室できるようになっており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運営している。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法に基づき、4月1日現在において軽自動車税の対象となる車輛の主たる定置場所在地を本村としている車輛の所有者に対して軽自動車税を賦課し通知する。原動機付自転車等本村が登録並びに廃車を行う車輛についての登録、廃車事務を行い、ナンバープレートを交付、回収する。</p> <p>また、他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村に通知する。又、本村で登録している車輛について他市町村で廃車の申請をされたときの他市町村からの照会に回答し、ナンバープレートの回収を依頼し通知を受理する。さらに、軽自動車検査協会や運輸局に登録、廃車された車輛について異動通知を受け付ける。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】 ①軽自動車税を賦課決定し、決定通知並びに納付書の送付。 ②原動機付自転車等本村が登録並びに廃車を行う車輛の申請受付。 ③他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村へ通知する。 ④軽自動車検査協会、運輸局で登録、廃車された車輛の異動通知の受理。 ⑤警察からの車輛の所有者等に関する照会。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】 ①軽自動車減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報、身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。</p>	<p>地方税法に基づき、軽自動車課税台帳の管理、賦課、証明書発行等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①軽自動車課税台帳の管理、異動、調査等 ②軽自動車税の賦課、更正、通知等 ③減免申請関係事務 ④軽自動車関係証明書の発行 ⑤納付情報を軽自動車税納付確認システム(軽JNKs)に登録</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】 ①軽自動車税を賦課決定し、決定通知並びに納付書の送付。 ②原動機付自転車等本村が登録並びに廃車を行う車輛の申請受付。 ③他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村へ通知する。 ④軽自動車検査協会、運輸局で登録、廃車された車輛の異動通知の受理。 ⑤警察からの車輛の所有者等に関する照会。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】 ①軽自動車減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報、身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。</p> <p>※軽自動車税賦課事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。中間サーバーについては、セキュリティ上の観点より、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用す</p>	事後	
令和8年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 軽自動車税システム、2. 中間サーバー、 3. 団体内統合宛名	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・統合収納管理システム ・統合滞納管理システム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・軽自動車税納付確認システム(軽JNKs) ・軽自動車検査情報市区町村提供システム ・軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽OSS) ・統合宛名管理システム ・軽自動車税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 	事後	
令和8年2月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1.軽自動車税車輛情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル 	事後	
令和8年2月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条 別表第二 27	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続」における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用 特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における 情報提供の根拠> ・軽自動車税(種別割)事務では、情報提供は実施していない。 <利用特定個人情報省令第2条の表における 情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公</p>	事後	
令和8年2月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数	1)1,000人未満 令和1年5月31日 時点	2)1,000人以上1万人未満 令和8年1月31日 時点	事後	
令和8年2月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	(様式変更により追記)	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	(様式変更により追記)	事後	